

# 社会全体で

## 暴力団を

### 排除！

#### 神崎町暴力団

#### 排除条例を施行

町では、県及び県内市町村と一体となって、町民の平穏な生活と事業活動の健全な発展に寄与するため、9月1日より「神崎町暴力団排除条例」を施行します。

この条例は、暴力団を恐れ、暴力団に協力しない、暴力団を利用しないために、町・町民・事業者・県等の関係機関などが協力して、暴力団排除を推進することを基本理念としています。

町民の皆さん、事業者、関係機関が連携して社会から暴力団を排除し、町民の安全・安心な生活を守りましょう。

神崎町暴力団排除条例に関するお問い合わせは、役場総務課庶務係

☎ 21111まで。

#### 主な禁止行為と努力義務

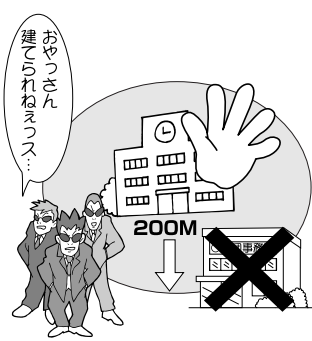
(千葉県暴力団排除条例より)

##### 暴力団の禁止行為

暴力団事務所少年を立ち入らせる行為



一定区域内の暴力団事務所開設・運営



事業者から威力利用目的等の利益供与を受ける行為



##### 事業者の努力義務・禁止行為

契約相手が暴力団でないことの確認・書面契約への暴力団排除条項導入



暴力団事務所となることを知って行う不動産賃貸契約等



暴力団の威力を利用する目的等の利益供与



#### お知らせ

### 総合病院国保旭中央病院の時間外選定療養費導入

総合病院国保旭中央病院では、平成24年8月1日より、緊急性の低い軽症の患者様が時間外に当院救急を受診された際に『時間外選定療養費』として保険診療分とは別に5,250円(税込)を、ご負担いただくこととなりました。ご負担いただく場合の要件は次のとおりです。

○対象 当院救急外来受診者のうち旭市民及び15歳未満の小児を除く軽症の患者の方

○対象時間 平日の午後6時～翌午前7時59分まで及び土曜・日曜・祝日の全日

○「軽症」の定義 診療時に、検査・処置等の必要が無く、医師による診療のみの場合。または、診療と投薬のみの場合。

○負担金額 時間外救急外来受診1回あたり、一律5,250円(税込) ※別途時間外加算等は適用されません。

○負担適用外となる場合  
①当院医師から、「受診中の

病気で症状が悪化した場合には、救急外来を受診するよう」指示があった場合

②当院医師から、注射・処置等のため、救急外来受診の指示があった場合

③他院からの紹介状を持参して救急外来を受診した場合

④診療後入院となった場合、または入院の必要性があると診断された場合

⑤緊急性があると医師が判断した場合

⑥その他、病院長が負担適用外と認めた場合

当院では24時間体制の救急医療を提供するべく努力しておりますが、患者様の集中に伴い、緊急性の高い患者様の受入が困難になりつつあります。今回の措置は、当院救命救急センターが本来の機能を維持し、緊急性の高い患者様を優先するためのものですのでご利用の皆様には何卒ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

お問い合わせ  
総合病院国保旭中央病院  
☎ 0479-63-8111  
(代表)